

【講師紹介】 特定社会保険労務士

つるおか のりよし
鶴岡 徳吉氏

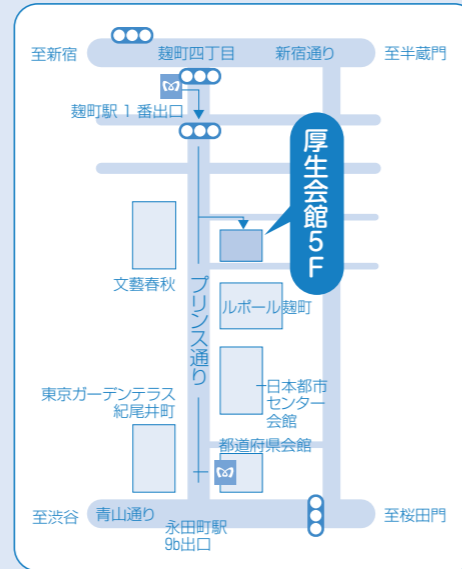


1992年鶴岡経営労務事務所を開設。
現在、多くの企業の顧問として、社会保険・労働保険の手続き、就業規則等の作成、助成金、年金などのコンサルタント業務に活躍。また、銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、証券会社などで、行員、職員および社員に対し実践的な社会保険、年金研修の講師としても全国で活躍中。
主な著書に、『社会保険実務がわかる本』（経営書院）、『FP必携用語辞典』（日本法令、共著）、『年金相談アドバイザー3級・4級検定試験模擬問題集』（銀行研修社、共著）などがある。
千葉県労働局紛争調整委員会会長としてあっせん委員と千葉県労働局雇用均等室の主任調停委員を歴任。

お申込みについて

- お申し込みは、「参加申込書」にご記入のうえFAX（フリーダイヤル）でお送りください。
- お申込みを受付後、数日以内に、受講証・会場案内を郵送します。
- 請求書（受講証と共に郵送）、領収書（セミナー当日お渡し）はご希望の場合のみ発行いたします。必要な方は「参加申込書」にご記入ください。
- 先着順に受付け、定員に達し次第締め切りますのでお早めにお申込みください。Webサイトからもお申込みできます。なお、電話によるお申込みは受付けておりません。
- お申込み後のお取消しの場合、代理出席をご考慮ください。
- 開催日より5日前（土日・祝日を除く）以降のお取消しには、キャンセル料をいただきます。
（5～3日前：参加費の30%、前々日：同50%、前日・当日：同全額）
なお、前日・当日のキャンセルの方にはテキスト・資料をセミナー終了後にお送りします。
- 参加費は、開催日まで、下記の指定銀行にお振込みください。

●三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店（普通）1022849
口座名：(株)産労総合研究所セミナー
カ) サンロウソウゴウケンキュウシヨセミナー
※振込手数料は、ご利用者でご負担願います。



会場案内

厚生会館

東京都千代田区平河町1-5-9
TEL 03-3264-1241

■地下鉄

- 麹町駅（1番出口）
（有楽町線）
下車徒歩3分
- 永田町駅（9b出口）
（有楽町線・半蔵門線・南北線）
下車徒歩6分

■JR線

- 四ツ谷駅
（中央線・総武線）
徒歩15分

参加を申込みされる場合は、下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、本面をFAXで送信願います。

参加申込書

FAX ☎0120-73-3641

(Webサイトからもお申し込みいただけます。)

URL <http://www.e-sanro.net/>

お申込日：2017年 月 日

秋講座 社員に教える年金制度（基礎編・スキルアップ応用編）セミナー 2017年11月9日（木）～10日（金）開催					
参加するコースをチェックしてください。		両日参加	基礎編(9日)のみ参加	応用編(10日)のみ参加	
会社名 団体名			電話	()	
			FAX	()	
			メール	()	
所在地	〒		業種	従業員数 組合員数	人
参加者 氏名①	ふりがな	所属 役職			
参加者 氏名②	ふりがな	所属 役職			
購読誌名	<input type="checkbox"/> 賃金事情 <input type="checkbox"/> 労務事情 <input type="checkbox"/> 人事実務 <input type="checkbox"/> 労働判例	ご希望の場合のみ発行いたします。 <input type="checkbox"/> 請求書			
<input checked="" type="checkbox"/> 印	<input type="checkbox"/> 企業と人材 <input type="checkbox"/> 医事業務 <input type="checkbox"/> 看護のチカラ <input type="checkbox"/> 病院羅針盤	必要な方はチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 領収書			

※2人以上ご参加の場合は代表者を先にご記入ください。

※プライバシーポリシーにより個人情報をお取り扱いいたします。

個人情報保護方針については、産労総合研究所ホームページ(<http://www.e-sanro.net/>)をご覧ください。

6月講座好評につき“秋講座”の開催です。1日目は基礎編、2日目はスキルアップ応用編となっております。
2日間通しのご参加、1日目、2日目のみのご参加、いずれも申し込むことが出来ます。

秋講座

社会保険担当者、人事担当者が知っておきたい！ 社員に教える年金制度 セミナー

質問事例を交えてわかりやすく解説 翌日から社員に教えられます

1日目 基礎編

2017年11月9日(木) 10:00 ▶ 16:00

◆本講座のネライ◆

人生80年時代から90年時代へ移行しつつあるなか、「老後破産」「老後破産予備軍」は、他人事でなくなってきました。超高齢社会を「生き続ける」ライフプランの中心となるのが公的年金です。年金を受給しながら働き続ける方も多くなってきており、今後、ますます社員から社会保険担当者、人事担当者等の皆様への公的年金の質問が増えることは間違いありません。
「公的年金・厚生年金は複雑で理解しづら

い、わかりづらい」と感じていませんか。

本セミナーは、社員の公的年金・厚生年金などについて、初心者にも理解できるように懇切丁寧にわかりやすく解説します。そして、「明日からでも社員に教えられる」ような説明のコツをお教えします。公的年金の勉強はスポーツと似ています。質問の多い事例を反復練習することで理解できるようになり、社員からの質問に即答できるようになります。

講師は厚生年金を中心に、全国の金融機関・生命保険会社などで公的年金のセミナーを通算1000回以上も務め、「わかりやすさ」で定評があります。皆様にとって、「目からウロコ」の年金セミナーになることは間違いありません。

年金を苦手としている社会保険担当者、人事担当者、管理者、社会保険労務士の方々に役立つ内容となっています。

2日目 スキルアップ応用編

2017年11月10日(金) 10:00 ▶ 16:00

◆本講座のネライ◆

「スキルアップ応用編」は、皆様が、社内研修や相談窓口で公的年金の解説・講師を行う場面を想定し、いかに「わかりやすく」「具体的事例を紹介しながら」説明すればよいかという点に重点を置いた内容になります。講師の25年間の実績をもとに、「どうしたら、公的年金をわかりやすく伝えること

ができるか」という実践ノウハウを開示し、演習などを交えた受講者参加型でセミナーを進めます。

過去に、「社員に教える年金制度セミナー基礎編」を受講された方も、ぜひこの機会を利用し、スキルアップを目指していただければと思います。

なお、公的年金を完全に理解しているという前提で応用編に進んでしまいますと、参加者の皆さんにとっては消化不良のセミナーになってしまう恐れがあります。そこで2日目の第1部では、公的年金知識の確認を行いながら進めます。

皆様のご参加をお待ちしております。

講師 ▶ 特定社会保険労務士 鶴岡 徳吉氏

参加対象 ▶ 社会保険の実務を担当する社員、新任の担当者、新任の管理・監督者、社会保険労務士

会場 ▶ 厚生会館【5階 青竹・紅梅の間】
東京都千代田区平河町1-5-9
TEL 03-3264-1241

参加費用 ▶ 【会員】 1日のみ参加 23,000円 (税込)
両日参加 43,000円 (税込)
【一般】 1日のみ参加 25,000円 (税込)
両日参加 47,000円 (税込)

*参加費用にはテキスト代、昼食代を含む。

*会員とは産労総合研究所発行の定期刊行誌いずれかのご購読者。定期刊行誌は申込書を参照してください。

お申し込み・お問い合わせ

産労総合研究所附属 日本賃金研究センター セミナー事務局
〒112-0011 東京都文京区千石4-17-10

TEL : 03-5319-3628 FAX ☎0120-73-3641
E-mail : cnt01@sanro.co.jp

・ プログラム (予定) ・

1日目：2017年11月9日(木) 10:00 ▶ 16:00

I はじめに

人生80年時代 老後の生活資金の柱は公的年金

II 公的年金のしくみ

- ①昭和61年4月から導入された基礎年金制度とは
- ②国民年金の第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者とは
- ③第3号被保険者の落とし穴……3つのパターン
- ④学生の納付特例制度とは

【質問事例1】「妻が厚生年金、夫が第3号被保険者という逆パターンはありますか。」

【質問事例2】「基礎年金番号について導入の背景と見方について教えてください。」

【質問事例3】「大学生の子供が満20歳になりました。国民年金の納付書が送付されてきました。注意すべき点ありますか。」

III 老齢基礎年金の受給資格

- ①保険料納付済期間+免除期間+カラ期間(合算対象期間)=25年以上
- 【質問事例4】「カラ期間とはなんですか。事例で教えてください。」
- 【質問事例5】「平成29年8月から受給資格期間が消費税率10%引き上げに関係なく10年に短縮されると聞きましたが、本当でしょうか。」

IV 老齢基礎年金の支給開始年齢と年金額

- ①老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給とは
- 【質問事例6】「老齢基礎年金の繰上げ受給には落とし穴があると聞きましたが事例で教えてください。」
- 【質問事例7】「老齢基礎年金の繰下げ受給を検討しています。損得について教えてください。」

V 厚生年金の支給開始年齢

- ①定額部分とは
- ②報酬比例部分とは
- ③支給開始年齢の特例とは
- 【質問事例8】「長期加入者の特例、障害者の特例があると聞きました。どういうケースが該当するのか教えてください。」

VI 厚生年金の年金額

- ①平均標準報酬月額とは
- ②平均標準報酬額とは
- ③加給年金とは
- ④定額部分、報酬比例部分の計算式
- 【質問事例9】「厚生年金の老齢年金額の計算方法について教えてください。」
- 【質問事例10】「加給年金と振替加算について教えてください。」
- 【質問事例11】「夫婦とも厚生年金20年以上の場合、加給年金はどうなりますか。」

VII 在職老齢年金について

- ①基本月額とは
- ②総報酬月額相当額とは
- 【質問事例12】「自営業の収入・不動産の収入がある場合、厚生年金は減額されますか。」
- 【質問事例13】「厚生年金に加入しない働き方、3/4未満ルールを教えてください。」
- 【質問事例14】「60歳～64歳までの在職老齢年金のしくみを教えてください。」
- 【質問事例15】「65歳以上の在職老齢年金のしくみを教えてください。」
- 【質問事例16】「給料と厚生年金を両方全部もらえる方法はありませんか。」
- 【質問事例17】「短時間労働者への厚生年金の適用拡大(平成28年10月1日施行)について教えてください。」

VIII 雇用保険の高年齢雇用継続給付金と厚生年金保険の関係

- ①高年齢雇用継続基本給付金とは
- ②高年齢再就職給付金とは
- 【質問事例18】「高年齢雇用継続給付金を貰うと厚生年金は減額されますか。」
- 【質問事例19】「給料+在職老齢年金+高年齢雇用継続給付金のしくみとは。」

IX 雇用保険の基本手当と厚生年金の調整

- 【質問事例20】「退職後、雇用保険の基本手当と厚生年金は両方もらえますか。」

X 遺族年金について

- ①保険料納付要件とは
- ②遺族基礎年金の受給要件と年金額
- ③遺族厚生年金の受給要件と年金額
- ④中高齢寡婦加算とは
- ⑤経過的寡婦加算とは
- 【質問事例21】「在職中死亡の場合の遺族厚生年金額の計算方法を教えてください。」
- 【質問事例22】「夫の遺族厚生年金と妻の年金は両方もらえますか。」
- 【質問事例23】「夫の死亡時、子供のいない妻の年齢が30歳未満の場合、遺族厚生年金は5年間の有期年金という話は本当ですか。」

XI 障害年金について

- ①保険料納付要件とは
- ②障害年金が受給できる障害とは
- ③障害基礎年金の受給要件と年金額
- ④障害厚生年金の受給要件と年金額の計算方法

・ プログラム (予定) ・

2日目：2017年11月10日(金) 10:00 ▶ 16:00

第1部
公的年金知識のスキルアップ

I 離婚と年金分割

- (1)平成19年4月以降の離婚と年金分割(合意分割)とは
- (2)平成20年4月以降の離婚と年金分割(3号分割)とは
- (3)共働き夫婦(厚生年金加入者)の離婚と年金分割

II 誤解・勘違いしている
公的年金の知識(ウソ・ホント)

- (1)厚生年金は25年加入しないと受給資格がない?
- (2)60歳定年後、安い給料で働くと厚生年金額が下がる?
- (3)65歳以上で在職している場合、70歳で退職し厚生年金を繰下げしても老齢厚生年金は142%に増額にならない場合がある?
- (4)厚生年金20年以上の共働きの夫婦には加給年金は支給されない?
- (5)遺族厚生年金の受給資格者の年収が850万円以上であると遺族厚生年金が貰えない場合がある?

III 公的年金の請求の仕方

- (1)裁定請求書の記入の仕方と添付書類
 - ①国民年金・厚生年金保険老齢給付の場合
 - ②国民年金・厚生年金保険遺族給付の場合

第2部
社員にわかりやすく伝える
年金講師のノウハウI 年金はスポーツである
【体で覚えよ!!】II 年金講師は
スポーツのインストラクター
(教え上手、効果的トレーニング理論の導入)III いかにわかりやすく話せるか!
【これが勝負だ!!】

- (1)基礎知識の整理【導入の背景を理解させてあげる】
- (2)有効な図解の使い方とは【視覚に訴える】
- (3)具体的事例の使い方・公的年金の落とし穴(聞き手を引き付ける・イメージを高める)
- (4)メリハリをつけて、ユーモアを入れて【聞きやすい、分かり易い】

IV 演習：公的年金講師セミナーの例

- 【心構え】：「皮を切らせて肉を切り肉を切らせて骨を切る(たつ)」
「自分の失敗談を紹介する」
- (1)最初にユーモアと、視覚に訴えて聞き手を引き付ける。(事例1)第3号被保険者の落とし穴
 - (2)「公的年金の落とし穴」で聞き手の意表を突く(事例2)①老齢基礎年金繰上げの落とし穴
②20歳以上の学生の強制加入の落とし穴
 - (3)有効な図解の使い方とは【視覚に訴える】(事例3)いちばん知りたい定年後の在職老齢年金3つのパターンに区分して説明
 - ①自営業・自由業の収入がある場合はどうなるのか
 - ②再雇用で働いた場合、厚生年金はどうなるのか
 - ③再雇用で働く場合、得する方法はないのか
 - ・60歳～65歳未満の在職老齢年金
 - ・65歳以上の在職老齢年金